

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	会派コピー機リース料 (6,7,8月の3か月分)		新規
年月日	令和7年 8月 4日～	年 月 日	金額 64,350 円

目的	会派の政務活動関係資料の作成等に使用するコピー機のリース		
使途	6月～8月分のリース料 (3か月分)		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> : 07-08-04 リコ-リース (カ 64,350			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである		/	
	64,350 円	100 %	64,350 円

420-8601
静岡県静岡市葵区追手町
9-6

000351

静岡県議会ふじのくに県民クラブ 御中



000351

請求書番号
お客様番号
*00100248 003 0000648#0000648 0000115
0000650 A IB0005 001/001

〈お問合せ先〉
リコーリース株式会社
〒451-6008
名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーゼ
ントタワー 8F
中部支社 静岡支店 静岡グループ
Tel 050-3819-5216
登録番号 T7010601037788

口座振替請求明細書

発行日 2025年 7月 22日

東京都港区東新橋一丁目5番2号
リコーリース株式会社



拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

引き落とし日	2025年 8月 4日
ご請求金額	64,350円
10%対象額 内税	64,350円 5,850円
***** **	
***** **	
***** **	
***** **	
***** **	
***** **	

【自動引落し口座】

[Redacted]		

自動引き落とし指定金融機関の口座へは、引き落とし日の前日（金融機関営業日）までにご入金いただけますようお願い申し上げます。
口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 1. 上記ご請求金額を指定口座より引き落しさせていただきます。
- 2. 引き落とし日は月1回指定された日とさせていただきますので、予め預金残高の確認をお願い申し上げます。
- 3. 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナル・クレジット K:割賦
種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

契約番号	摘要	借受日等	数量		請求金額 請求消費税額	請求期間	当回数 総回数	消費 税率
			他数量	種類				
	静岡県議会ふじのくに県民クラブ		1		1950025.	6. 1	1	
	RICOH IM 5000	250601		L01	195025.	6. 30	6010	
	静岡県議会ふじのくに県民クラブ		1		1950025.	7. 1	2	
	RICOH IM 5000	250601		L01	195025.	7. 31	6010	
	静岡県議会ふじのくに県民クラブ		1		1950025.	8. 1	3	
	RICOH IM 5000	250601		L01	195025.	8. 31	6010	
頁 計					58500			
合 計					58500			

作成日 2025年 6月 21日

4208601

静岡県静岡市葵区追手町
9-6

静岡県議会ふじのくに県民クラブ 御中

〈お問合わせ先〉
 リコーリース株式会社
 〒451-6008
 名古屋市西区牛島町6-1
 名古屋ルーセントタワー 8F
 中部支社 静岡支店
 静岡グループ
 TEL 050-3819-5216



*** 624 A092710716-000
 0024294 R030020100-102
 *00100530 103 0000894#0002217 0000003
 0002223 A IBA016 001/003

登録番号 T7010601037788

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。
 さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。
 つきましては、ご契約内容をご照合の上、万一ご不審の点、行き違い等ありましたら担当課所に大変急ご一報願います。
 今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	
契約者名	静岡県議会ふじのくに県民クラブ
契約種類	リース
物件名	RICOH IM 5000
設置先名	静岡県議会ふじのくに県民クラブ
契約日	2025年 6月 1日
借受日	2025年 6月 1日
リース期間	2025年 6月 1日 ~ 2030年 5月 31日

お支払日	4日	
お支払方法	自動振替	
支払口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種類	
	口座番号	

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示
 しています。

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF. リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

	お支払総額(税抜)	消費税等
消費税率10%分	1170000	117000

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
1	2025/8/4	19500	10%	19500	1265550
2	2025/8/4	19500	10%	19500	1244100
3	2025/8/4	19500	10%	19500	1222650
4	2025/9/4	19500	10%	19500	1201200
5	2025/10/4	19500	10%	19500	1179750
6	2025/11/4	19500	10%	19500	1158300
7	2025/12/4	19500	10%	19500	1136850
8	2026/1/4	19500	10%	19500	1115400
9	2026/2/4	19500	10%	19500	1093950
10	2026/3/4	19500	10%	19500	1072500
11	2026/4/4	19500	10%	19500	1051050
12	2026/5/4	19500	10%	19500	1029600
13	2026/6/4	19500	10%	19500	1008150
14	2026/7/4	19500	10%	19500	986700
15	2026/8/4	19500	10%	19500	965250
16	2026/9/4	19500	10%	19500	943800
17	2026/10/4	19500	10%	19500	922350
18	2026/11/4	19500	10%	19500	900900
19	2026/12/4	19500	10%	19500	879450

* 本明細を適格請求書の代替書類として保管下さい。

作成日 2025年 6月 21日

(2/2頁)

契約番号	
契約者名	静岡県議会ふじのくに県民クラブ
契約種類	リース

〈お問い合わせ先〉
 リコーリース株式会社
 中部支社 静岡支店
 静岡グループ
 TEL 050-3819-5216

登録番号 T7010601037788

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等			お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
20	2027: 1 4	19500	10%	1950		21450	858000
21	2027: 2 4	19500	10%	1950		21450	836550
22	2027: 3 4	19500	10%	1950		21450	815100
23	2027: 4 4	19500	10%	1950		21450	793650
24	2027: 5 4	19500	10%	1950		21450	772200
25	2027: 6 4	19500	10%	1950		21450	750750
26	2027: 7 4	19500	10%	1950		21450	729300
27	2027: 8 4	19500	10%	1950		21450	707850
28	2027: 9 4	19500	10%	1950		21450	686400
29	2027:10 4	19500	10%	1950		21450	664950
30	2027:11 4	19500	10%	1950		21450	643500
31	2027:12 4	19500	10%	1950		21450	622050
32	2028: 1 4	19500	10%	1950		21450	600600
33	2028: 2 4	19500	10%	1950		21450	579150
34	2028: 3 4	19500	10%	1950		21450	557700
35	2028: 4 4	19500	10%	1950		21450	536250
36	2028: 5 4	19500	10%	1950		21450	514800
37	2028: 6 4	19500	10%	1950		21450	493350
38	2028: 7 4	19500	10%	1950		21450	471900
39	2028: 8 4	19500	10%	1950		21450	450450
40	2028: 9 4	19500	10%	1950		21450	429000
41	2028:10 4	19500	10%	1950		21450	407550
42	2028:11 4	19500	10%	1950		21450	386100
43	2028:12 4	19500	10%	1950		21450	364650
44	2029: 1 4	19500	10%	1950		21450	343200
45	2029: 2 4	19500	10%	1950		21450	321750
46	2029: 3 4	19500	10%	1950		21450	300300
47	2029: 4 4	19500	10%	1950		21450	278850
48	2029: 5 4	19500	10%	1950		21450	257400
49	2029: 6 4	19500	10%	1950		21450	235950
50	2029: 7 4	19500	10%	1950		21450	214500
51	2029: 8 4	19500	10%	1950		21450	193050
52	2029: 9 4	19500	10%	1950		21450	171600
53	2029:10 4	19500	10%	1950		21450	150150
54	2029:11 4	19500	10%	1950		21450	128700
55	2029:12 4	19500	10%	1950		21450	107250
56	2030: 1 4	19500	10%	1950		21450	85800
57	2030: 2 4	19500	10%	1950		21450	64350
58	2030: 3 4	19500	10%	1950		21450	42900
59	2030: 4 4	19500	10%	1950		21450	21450
60	2030: 5 4	19500	10%	1950		21450	0

* 本明細を適格請求書の代替書類として保管下さい。

ウ-13

リース契約確認書

お客様が契約された会社 [貸主]

リコーリース株式会社

〒 102-8563 東京都千代田区紀尾井町4番1号

契約年月日	2025年 6月 1日
借受年月日	2025年 6月 1日
契約番号	

・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。

成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。

万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。

・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者(借主)	〒 420-0853
所在地	静岡県静岡市葵区追手町9-6
契約者TEL	
契約者名	静岡県議会ふじのくに県民クラブ
代表者名	四本 康久

リース条件欄	
月額リース料(税抜)	19,500円
消費税等	1,950円
リース月数	60ヶ月
総額リース料(税抜)	1,170,000円
消費税等	117,000円
前払回数	回(最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2025年 6月 1日
リース終了日	2030年 5月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等(円未満切捨)	消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります
再リース料(年額)	39,000円(税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH IM 5000	
	製造番号等		
	月額(税抜)	19,500円	台数 1台
	設置場所	静岡県議会ふじのくに県民クラブ	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額(税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
〈特約条項〉			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 451-6008

名古屋市西区牛島町6-1

名古屋ルーセントタワー 8F

リコーリース株式会社

中部支社 静岡支店 静岡グループ

TEL 050-3819-5216

<個人信用情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 422-8078

静岡県静岡市駿河区さつき町5-37

リコージャパン(株) 静岡支社公共・文教グループ(静岡)

TEL 054-203-6800

リース契約条項

借主は、借主指定の表記の売主及び/又は使用権設定者(以下総称して又は個別に「売主」という)から納品された借主指定の表記のハードウェア(以下「ハード」という)及び/又はプログラム・プロダクト(以下「ソフト」といい、又ハードとソフトを総称して「物件」という)について、表記及び以下の条項により貸主との間に営業のために若しくは営業として、又は事業・職務の用に供するためにリース契約を締結します。

第1条(契約の成立)

この契約は、貸主が所定の手続きにより承諾し、表記契約日欄に契約日を記入したとき、その契約日をもって成立し、借主はこの契約の成立日より物件を借受けます。

第2条(期間)

- (1)リース期間は表記のリース開始日から表記の月数後の応当日の前日(リース期間満了日)までとし、契約期間はこの契約の成立日よりリース期間満了日までとします。
- (2)この契約は、借主の都合により解除することはできません。

第3条(リース料)

- (1)借主は、貸主に対しリース料を表記のとおり支払います。
- (2)借主は、理由・原因の如何を問わず物件の不使用又は使用不能期間についてもリース料の支払いを免れません。

第4条(前払リース料)

- (1)前払リース料がある場合には借主は、貸主に対しこの契約の債務履行を担保するため表記の前払リース料を支払います。
- (2)前払リース料は無利息とし、最終支払分のリース料より順次過って自動的に充当されるものとします。但し、借主にこの契約に違反する行為があったときは、貸主は前払リース料をもって借主に対する債権(この契約以外の契約に基づく債権を含む)の全部又は一部に充当することができます。

第5条(物件の検査)

- (1)借主は、売主から納品された物件について、直ちに借主の負担で検査を行い、物件の種類、品質及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき借主が必要とする一切の事項を含む、以下これを総称して「品質等」という)がこの契約の内容に適合していることを確認し、この契約が成立したときは、その状態で契約日をもって貸主から借主への引渡しが完了します。
- (2)物件の品質等がこの契約の内容に適合しないことが発見された場合並びに物件の選択、決定に際して借主に錯誤があった場合においても、貸主は一切の責任を負いません。
- (3)前項の場合、借主は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決します。又、借主が貸主に対し書面で請求し貸主が譲渡可能であると認め承諾するときは、貸主の売主に対する請求権(但し、貸主と売主との間の物件に係る売買契約等の解除権の行使を除く)を借主に譲渡する手続きをとるなどにより、貸主は、借主の売主への直接請求に協力します。但し、貸主は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。
- (4)借主は、前項に基づいて売主に対し権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他の契約に基づく債務を免れません。

第6条(物件の使用・保管)

- (1)借主は、ソフトを借主が使用する電子計算機及びその関連機器(以下「指定電子計算機」という)においてのみ使用できます。
- (2)借主は、通常の業務のために物件を本来の用法及び法令等の定めに従って善良な管理者の注意をもって使用、保管し、物件を常時正常な状態に維持するための保守、点検及び整備を行うものとします。又、物件が損傷したときは、その原因の如何を問わず、借主の責任で修繕を行います。
- (3)借主は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、貸主に対しこれら費用の償還等を請求することができます。
- (4)指定電子計算機において保守サービス、故障、設置その他の変更作業のためソフトを使用できない場合、借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得て、一時的にソフトを他の電子計算機及びその関連機器で使用することができます。
- (5)借主は、貸主からハードに貸主の所有権を明示する標識を貼付するよう指示を受けたときは、それを貼付し、かつ、その状態を契約期間中維持します。

第7条(費用負担等)

- (1)借主は、この契約の締結に関する費用及び振込手数料等この契約に基づく借主の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- (2)貸主は、物件の固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税額が増額された場合には、借主は増額分を貸主の請求に従い貸主に支払います。
- (3)消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)は借主の負担とします。借主は、リース料に課される消費税等を各回リース料(前払リース料を含む)に付加して貸主に支払います。
- (4)借主は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、物件に関する権利の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され又は課されることのある諸税相当額を名義人の如何にかかわらず負担します。
- (5)借主は、前項記載の諸税を貸主が納めることとなったときは、納付の前後を問わず貸主の請求に従い貸主に支払います。
- (6)借主は、貸主がこの契約による権利を若しくは回復するため又は第三者より異議事情の申立を受けたことにより必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第8条(権利の侵害)

借主は、物件を他に譲渡若しくは担保を設定し、その設置場所を変更し又は原状を変更するなど貸主の権利を侵害するような行為を一切しません。尚、第三者から物件につき法律上又は事実上の侵害行為がなされたときは、直ちにその旨を貸主に通知し、かつ、自ら同侵害行為の排除にあたるほか、貸主が排除のための措置をとった場合も含めてこれに要した一切の費用を負担します。

第9条(ソフトの複製等の禁止)

借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得なければソフトの全部又は一部を複製できません。又、借主は、ソフトを第三者に譲渡したり若しくはその再使用権を設定したり又は複製することにより、第三者に使用させることはできません。

第10条(機密の保持)

借主は、ソフトの内容について第三者に公表又は漏洩しません。

第11条(第三者に対する責任)

- (1)物件自体又は物件の設置、保管、使用に伴い第三者に与えた損害は、その原因の如何を問わず、借主が賠償します。借主及び借主の従業員等が損害を受けたときも同様とします。
- (2)貸主又は借主が物件について第三者から著作権、特許権その他の財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受け又は第三者との間に紛争を生じたときは、借主は、売主をして売主の費用で解決させるものとし、貸主はこれに協力します。

第12条(物件の滅失・損傷)

- (1)この契約の成立日から物件の返還までに、物件が滅失(修繕不能及び盗難を含む、以下同じ)若しくは損傷した場合、又は物件を使用及び収益することができない期間(物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない)が生じた場合においても、借主は、その原因の如何を問わず、貸主に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。又、この場合において、借主がこの契約に基づく借主の目的を達成することができないときである、借主はこの契約を解除することはできないものとします。
- (2)この契約の成立日から物件の返還までに、物件が滅失した場合、借主は貸主に対し書面での旨を通知し、その原因の如何を問わず、物件滅失以降のリース料の支払いに代えて、損害賠償として直ちにリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を貸主に支払うものとします。又、物件が残存しているときは、借主は、貸主の指示に従い、借主の責任と負担で物件を貸主に返還します。これら借主の義務が全て履行されたとき、この契約は終了します。

第13条(損害保険)

- (1)貸主は、物件についてリース期間中(但し、再リース期間は除く)、動産総合保険を付保します。但し、ソフトについては付保しません。尚、地震・噴火・津波等の天災、借主の故意又は重大失その他保険約款免責規定による事故の場合には保険金は支払われないものとします。
- (2)物件に係る保険事故が発生したとき、借主は直ちに貸主に通知し、かつ、保険金受領に必要な一切の書類を貸主に提出します。
- (3)前項の保険事故に基づいて貸主が保険金を受領できたときは、借主は、当該保険金額を限度として前条の損害賠償金の負担を免除されます。尚、借主は、損害賠償金の不足額について直ちに貸主に支払います。

第14条(通知・報告事項)

- (1)借主及び連帯保証人は、住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他予め届出た事項に変更があったときは、直ちに貸主に書面で届出るものとします。
- (2)届出した住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他に宛てて貸主が通知又は送付等をした場合、延着又は到達しなかったときは、発信後3日をもって到達したものとみなすことを借主及び連帯保証人は予め承諾します。

第15条(期限の利益の喪失)

- この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主からの通知、催告を要しないで当然に借主はリース料の支払いについて期限の利益を失い、リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額を貸主に直ちに弁済するものとします。又、借主は貸主から要求があったときは、この契約が解除前であっても、第23条の規定に従い物件を直ちに貸主に引渡します。
- ①リース料その他この契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ②支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明、営業所又は事業所閉鎖の告知、弁護士への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。
 - ③仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け又は民事再生、会社更生、破産、特別清算その他債務整理・事業再生に係る手続きの申立があったとき。
 - ④個人(自然人)の場合、死亡したとき又は後見、保佐・補助開始の審判の申立があったとき若しくは任意後見監督人が選任されたとき。
 - ⑤営業・事業の廃止、解散の決議し、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
 - ⑥所在が不明となったとき。
 - ⑦物件について必要な保存・保管行為をしなしたとき。
 - ⑧経営が相当悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ⑨この契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ⑩貸主以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ⑪この契約の条項又は貸主との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、貸主が5日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に借主がこれに応じないとき。

第16条(契約解除)

- (1)この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が前条の各号の一つにでも該当したときは、貸主は催告を要せずこの契約を解除することができます。
- (2)前項により貸主がこの契約を解除したときは、借主は第23条の規定に基づき物件を貸主に返還するとともに、損害賠償としてリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を直ちに貸主に支払います。

第17条(遅延損害金)

借主は、リース料その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき又は貸主が借主のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときは、支払べき金額に対して支払期日又は立替払日の翌日からその完済に至るまで、年14.6%(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

第18条(再振替費用等の負担)

借主は、リース料の支払いを怠り、貸主が金融機関へ再度口座振替を依頼したときは再振替費用として振替手数料1回につき200円(消費税等を別途加算)を、又、この契約条件の変更を貸主に依頼し、貸主がこれを承諾したときは貸主が定める手数料等を貸主に支払います。

第19条(再リース)

リース期間の満了2ヵ月前までに借主が貸主に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、この契約は、リース期間満了後、再リース料は表記の金額を再リース開始時一括支払い、再リース期間は1年間、動産総合保険は非付保、その他はこの契約と同条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、貸主がリース期間満了前に更新を拒否した場合又はソフトにかかる売主の承諾が得られない場合は、この契約は終了します。

第20条(相殺の禁止)

借主は、この契約に基づく金銭の支払債務を貸主又は貸主の承継人に対する債権と相殺することはできません。

第21条(権利の移転等)

- (1)借主は、貸主がこの契約上の権利を金融機関その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承諾します。
- (2)貸主は、ハードの所有権及びソフトの使用権をこの契約に基づく貸主の地位とともに第三者に担保に入れ又は譲渡することができるものとし、借主は予め承諾します。

第22条(事業状況等の報告)

借主及び連帯保証人は、貸主から要求があったときは、直ちに、経営、財産、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、かつ、毎決算期の計算書類その他貸主の指定する関係書類を貸主に提出します。

第23条(物件の返還・清算)

- (1)借主は、この契約が満了、解除により終了したときは、直ちに借主の責任と負担で、物件の引渡し後に物件に生じた損傷(借主の責任によらない事由による損傷を含む。但し、通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化を除く)を原状に回復した上で貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に物件を持参し、貸主に返還します。この場合、借主の動産が物件に付着しているときは、借主は、借主の責任と負担で当該動産を全て分離除去しなければならぬものとします。又、借主は物件使用により物件に記録した情報(電磁的記録のデータ等一切を含む)を借主の責任と負担で返還時に全て消去します。万一、当該情報の全部又は一部が消去されず物件返還後に第三者に漏洩した場合においても、貸主は一切の責任を負いません。又、貸主が物件の返還を受け物件を廃棄したときは、借主は物件廃棄に要した費用を負担します。尚、借主が物件の原状回復をしない場合、借主が物件に付着させた動産の分離除去をしない場合、又は物件を返還しない場合は、貸主は物件を原状回復し、借主が物件に付着させた動産を分離除去し、及び物件を引渡すことができるものと、借主はそれ以外の費用を負担するとともに、借主が被った損害の全てを賠償します。
- (2)物件の返還が遅れた場合は、借主はその遅延日数に応じてリース料相当額を損害金として貸主に支払います。又、物件の返還が不能のときは、借主はその原因の如何を問わず、これに対する損害賠償として直ちに貸主が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額(以下「見込残存価額」という)相当額を貸主に支払います。
- (3)第16条第2項により物件が返還され同項の支払い義務を完了した場合には、その金額を限度として、貸主は、貸主の選択により物件を相当の基準に従って貸主が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分した一切の費用及び見込残存価額を差し引いた金額を借主に返還します。借主は貸主が算定する物件の評価額、見込残存価額に対して何ら異議を申立てません。尚、本項の規定は第19条の再リースには適用されません。

第24条(弁済の充当)

この契約に基づく借主の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、その弁済について、貸主は適当と認める順序及び方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第25条(反社会的勢力との関係排除)

- (1)借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにても該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。
- 自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下これを総称して「反社会的勢力」という)であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
 - 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
 - この契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。
- (2)借主及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つてはならないものとします。
- (3)借主、連帯保証人又はそれぞれの役員が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、又は前二項に違反し、若しくは前二項に反する事実が判明したときは、貸主は、催告を要せずこの契約を解除することができ、解除に伴う措置については第16条第2項、第17条及び第23条が適用されるものとします。
- (4)前項の貸主の権利行使により、借主、連帯保証人又はそれぞれの役員に損害が生じても、貸主は一切の責任を負いません。

第26条(連帯保証人)

- (1)連帯保証人は、この契約(再リースを含む)に基づき借主が貸主に対して負担する一切の債務を保証し、借主と連帯して債務を履行します。但し、連帯保証人が法人でないときは、当該保証債務の範囲は次の各号に掲げる債務(再リースに基づく債務を除く。以下「主たる債務」という)とします。
- 第3条第1項に規定するリース料及び第7条第3項に規定する消費税等
 - 第12条第2項に規定する損害賠償金(リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額)
 - 第15条に規定するリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額
 - 第16条第2項に規定する損害賠償金(リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額)
 - 第25条第3項に規定するこの契約解除に伴う損害賠償金(リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額)
 - 前各号に係る第17条に規定する遅延損害金
- (2)貸主が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、借主及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- (3)連帯保証人は、貸主がその都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- (4)連帯保証人は、貸主による同意がない限り地位による権利を行使できません。
- (5)連帯保証人が法人でないときは、次の各号の規定が適用されるものとします。
- 借主は、以下の情報を全て連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、貸主に対して表明及び保証します。
 - 財産及び収支の状況
 - 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
 - 連帯保証人は、借主から前号の情報全ての提供を受けたことを、貸主に対して表明及び保証します。
- (6)借主は、貸主が連帯保証人に対して、借主の貸主に対する債務の履行状況を開示することを予め承諾します。

第27条(情報の利用・提供の同意等)

- (1)借主及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実、並びに貸主が保有する借主及び連帯保証人の取引に関する情報(但し、信用情報機関の情報、月々の支払状況、残債権額を除く)を貸主が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することに同意するものとします。
- (2)借主は、貸主が借主に対し貸付契約その他契約に係る勧誘を行うことについて、予め承諾します。但し、借主から貸主に対し勧誘中止の意思表示があったときは、貸主は借主に対する勧誘を行いません。

第28条(特約条項)

表記の特約条項は、この契約と一体となりこれを補充し又は修正します。尚、同欄に記載無きものは効力を有しないものとします。

第29条(合意管轄)

この契約についての全ての紛争は、訴訟の如何にかかわらず貸主の当社又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみに管轄裁判所とすることに貸主、借主及び連帯保証人ともに合意します。

第2条(個人情報の利用)

- (1)お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、割賦販売、金銭の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1項第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。
- 商品・サービスに関する情報の提供および提案
 - 商品・サービスの提供
 - 代金の請求・回収
 - 商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその後の連絡
 - 統計資料の作成
 - 商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
 - 商品・サービスに関する市場調査・商品開発
- (2)お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリコグループが、前項各号の目的のために、第1条第1項第1号および第2号の個人情報を共同して利用することに同意します。
※当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリコグループの名称については、ホームページ(<https://www.r-lease.co.jp/>)に掲載しております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1)お客様は、当社が当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報が登録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2)お客様の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実(本契約が不成立の場合も含む)が、当社の加盟する個人信用情報機関に記載に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。

[当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号等]	
名称:株式会社シー・アイ・シー(貸金業法に基づく指定信用情報機関)	
住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	
電話番号:0120-810-414	
ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp/	
※シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。 同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の当社が開示しているホームページをご覧ください。	

[株式会社シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関]	
名称:全国銀行個人信用情報センター	名称:株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)
住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	住所:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5F号館
電話番号:03-3214-5020	電話番号:0570-055-955
ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pctic/	ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp/
※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関 ※主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関	

[株式会社シー・アイ・シーへの登録情報と登録期間]	
本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

※当社が上記の加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報です。

第4条(個人情報の取扱いの委託)

業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に対して必要な範囲で個人情報の取扱いを委託する場合があります。この場合には、当社で定めた基準に従って適切な管理を行います。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

個人情報の提供については任意ですが、ご提供いただけない場合、本契約をお断りすることがあります。また、お客様が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合および同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りすることはありません。

第6条(利用・提供中止の申出)

当社は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとります。

第7条(個人情報の開示等)

- (1)お客様は、当社および当社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示等(利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、または第三者への提供の停止)するよう請求することができます。なお、開示を求める場合の問合せ窓口は第8条記載のとおりです。
- (2)万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

第8条(問合せ窓口)

- お客様は、個人情報の開示等の申出等に関しては、以下のとおりご連絡ください。
- 当社に開示を求める場合、下記担当窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えします。なお、個人信用情報機関に登録されている個人情報が当社が開示することはできないため、当該個人情報の開示は個人信用情報機関へ直接お問合せください。
担当窓口:個人情報保護担当部門
個人情報保護管理者(代理人):個人情報保護担当部門 部門長
住所:〒102-8563 東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニ ガーデンコート
電話番号:03-6204-0603
 - 当社が加盟する個人信用情報機関に開示を求める場合、第3条第2項記載の個人信用情報機関にご連絡ください。

以上

リース-ウ/同意-⑩

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	インターネットバンキング基本手数料 (8月分)		
年月日	令和7年8月12日～	年月日	金額 1,100 円

目的	政務活動費の払込等の基本料金		
使途	8月分基本手数料		
政務活動・ 県政との 関連性			
<<領収書貼付枠>> 07 07-08-12 IB#ホジテスリヨ 1,100			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,100 円	100 %	1,100 円

〒420-8601
静岡市 葵区 追手町 9-6

作成日 7年 9月 2日

登録番号 T9080101000957

静岡県議会ふじのくに県民クラブ
経理責任者 阿部卓也 様

スルガ銀行株式会社
静岡県庁支店
〒420-8601
静岡県静岡市葵区追手町9番6号



724-22463931- -コ- 0 RDM301 008249# 009462

0011819# 341111 00001/00001
09021 00012980

TEL 054(272)5511



8月分 手数料等引落結果のお知らせ

いつもスルガ銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、ご指定の口座から以下の金額を引落しさせていただきましたので、
ご案内申し上げます。
今後ともお引立ていただきますようお願い申し上げます。

お引落口座

引落月 7年 8月

手数料等の内容	お取扱内容 (件)	手数料等の金額 (円)	取引期間
<ビジネスバンキング> 振込手数料 * * * * * 法人IB振込件数100件基本料金 ご契約口座	1 1	165 1,100	7年8月1日 ~ 7年8月31日 7年7月1日 ~ 7年7月31日 引落日7年8月12日
合計金額 (消費税込10%対象)	(円)	1,265	
うち消費税および地方消費税額	(円)	115	

※お客さまの個人情報保護のため、口座番号下3桁は「*」で表示しております。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (読売新聞 朝刊)		
年月日	令和7年8月15日～	年月日	金額 4,265 円

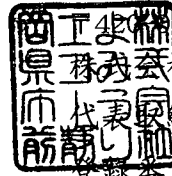
目的	県政、社会情勢に関する情報収集			
使途	令和7年8月分購読料			
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、会派の施策検討や議会質問等の参考にする			
《領収書貼付枠》	03	07-08-15	カ)ヨミウリコ-	4,100
	04	07-08-15	フリコミテスクリヨク	165
振込金額		振込手数料		合計額
4,100 円	+	165 円	=	4,265 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,265 円	/	
		100 %	4,265 円

請 求 書

令和 7 年 8 月 15 日

ふじのくに県民クラブ 様



〒420-0042 静岡市葵区駒形通3-3-3

株式会社 よみうりエコ

代表取締役 大澤 敏志



下記の通りご請求申し上げます。

登録番号 T4-0400-0100-7854

品 名	数 量	単 価	金 額	摘 要
読売新聞 朝刊	1	4,100	4,100	令和7年8月分
				税率/軽減税率適用8%
合 計			¥4,100	

取引銀行 静岡銀行 新通支店
普通預金 No.0635083

小計(本体)	¥3,796
消 費 税	¥304
合計金額	¥4,100

お振込金融機関口座

銀行名	静岡銀行	金融機関コード	149
支店名	新通支店	店番	114
口座番号	普通 0635083		
口座名	株式会社 よみうりエコ 代表取締役 大澤 敏志		

※誠に恐縮ですが、振込手数料はお客様負担とさせて頂いております。

株式会社 よみうりエコ
読売センター静岡県庁前
〒420-0042
静岡市葵区駒形通3-3-3
TEL (054)252-0441
FAX (054)252-0448

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	会派電話使用料 (6 月分) 8 月 14 日付け納入通知書		
年月日	令和 7 年 8 月 15 日～	年 月 日	金額 2,873 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

※納付場所等は裏面を御覧下さい。

静岡県 納入通知書兼領収書

公

420-8601
静岡県静岡市葵区追手町
9-6
静岡県庁本館 3 階議会総務課
ふじのくに県民クラブ 会長 四本 康久
(電話料金) 様

67

年度	令和 7 年度	会計科目	会計 01 款 14 項 07 目 02 節 01			
収納機関 番号	22000	納付番号	25000 01121 01000 10082			
調定番号	2500761-	2	確認番号	072410	納付区分	315
金額	2,873 円	納期限	令和 7 年 8 月 29 日			
所属名 (連絡先)	財務部 総務課		電話:			

ただし 県庁舎管理費負担金
NTT 電話使用料 (令和 7 年 6 月分)

上記の金額を納期限までに納めてください。
令和 7 年 8 月 14 日

静岡県知事



指定
静岡県指定代理金融機関
収納代理

上記の金額を領収しました。



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	2,873 円	/	2,873 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	来客用お茶代(茶葉代)		
年月日	令和7年8月19日～	年月日	金額 1,100 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

領収証

ふじのくに県民クラブ様 令和7年8月19日


¥1,100-

但 お茶代金

上記正に領収いたしました
登録番号:T7080002006428
(有)藁科銘茶 杉山園

内 消費税等

〒420-0839
静岡県葵区鷹匠1丁目3番1号
☎ <054>253-0620
FAX <054>273-3624

係 

HISAGO N601(10000) J613590

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,100 円	100 %	1,100 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・(資料作成費) 資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派コピー代 (6/3-7/31)		
年月日	令和7年8月20日～	年月日	金額 18,579円

目的	会派の政務活動関係資料等の作成
使途	6月3日～7月31日分のコピー代
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動に必要な資料を作成し、県政運営の向上に役立てる

《領収書貼付枠》

RICOH

発行日 2025年 8月27日
領収証No. BAP991

領収証

ふじのくに県民クラブ 様

いつもリコー商品をご愛顧いただきましてありがとうございます。
2025年 8月20日にお支払いいただきました代金の領収証を
お送りいたしますのでご査収ください。

領収種別 自振

金額 **¥18,579**

但し、商品代として

リコー

リコージャパン株式会社

東京都大田区中馬込一丁目

(お問合わせ)
部門 請求書お問い合わせ窓口
TEL 0120-611-099

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。
※入金取消し等の連絡があった場合、本領収証は無効となります。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	18,579円	/	18,579円
		100 %	

ご請求書
(兼 振替予定金額のお知らせ)

RICOH

420-0853

静岡市葵区追手町9-6 県庁本館4F

ページ: 0001 / 0001

ふじのくに県民クラブ 様

発行日 2025年07月31日

登録番号: T1010001110829
請求No. [REDACTED]

00001 (00001)

吹田市江の木町34

リコージャパン株式会社

お問合せ 請求書お

TEL:0120-611-099



下記の通りご請求申し上げます。

お客様コード [REDACTED]

2025年07月31日締分

振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込)

18,579円

振替銀行	支店	種類	口座番号
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

2025年08月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No.	数量	単価	お買上金額	消費税金額
07.31	IM5000 パフォーマンス	431001	07/マツメ		16,890	-
	お買上金額 合計		(税込)	18,579)	16,890	1,689
		10%対象	(税込)	18,579)	16,890	1,689

【お知らせ】

【夏季休業日のご案内】8/9(土)より8/17(日)まで夏季休業とさせていただきます。宜しくお願ひ申し上げます。
お問合せの際は、請求書右上の請求No.をお伝え下さい。お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しております。

サービス料金計算明細

RICOH

ページ 1 / 1

2025年7月31日

ふじのくに県民クラブ 様

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 (税抜き)	2025年7月ご利用分
	16,890円

リコージャパン(株)静岡公共・文教G(静岡)
50110028668/20250731/C74

【ご利用サービス】

ご利用サービス種別 パフォーマンスチャージ	ご利用金額 16,890
--------------------------	-----------------

【ご契約情報】

・トナー込み契約です。

IM5000 機番: 712243	今回検針内容 7月31日 6,919 カウント	前回検針内容 6月3日 28 カウント	ご使用カウント 6,891 カウント
----------------------	-------------------------------	---------------------------	-----------------------

【ご請求金額内訳】

パフォーマンスチャージ 控除1%の控除カウント 請求カウント 基本料金 (2,000カウントを含みます。) 2001 - 8000 / 月	単価/金額 5,800円 2.3円	カウント/月/率 69カウント 6,822カウント 1ヶ月 4,822カウント	内訳金額 5,800円 11,090円 16,890円
--	-------------------------	---	--------------------------------------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代 (付箋・テプラテープ)		
年 月 日	令和7年8月20日～	年 月 日	金 額 2,301円

目 的	—		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
《領収書貼付枠》	07 07-08-20 RL)リコーシヤハ°	2,301	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,301 円	100 %	2,301円

ご請求書
(兼 振替予定金額のお知らせ)

RICOH

420-0853

静岡市葵区追手町9-6 県庁本館4F

ページ: 0001 / 0001

ふじのくに県民クラブ 様

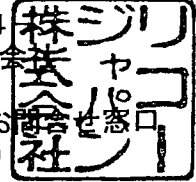
発行日 2025年07月31日

登録番号: T1010001110829
請求No. [REDACTED]

00001 (00001)

吹田市江の木町34
リコージャパン株式会社

お問合せ 請求書お
TEL: 0120-611-099



下記の通りご請求申し上げます。

お客様コード [REDACTED]

2025年07月31日締分

振替口座は右記の通りです。

今回ご請求金額(税込)

2,301円

振替銀行	支店	種類	口座番号
------	----	----	------

2025年08月20日に上記金額を振替させていただきます。

【お取引明細】

月日	商品名	伝票No.	数量	単価	お買上金額	消費税金額
07.16	テプラ PRO テープカートリッジ 12MM 白/黒文字 1個	N01844	1	790	790	-
07.16	ポスト・イット エコパック 強粘着見出し 50×15MM 材カラ-5色 1パック(25冊)	N01845	1	1,302	1,302	-
お買上金額 合計				(税込)	2,092	209
10%対象				(税込)	2,301	209

【お知らせ】

【夏季休業日のご案内】 8/9 (土)より8/17 (日)まで夏季休業とさせていただきます。宜しくご願ひ申し上げます。
お問合せの際は、請求書右上の請求Noをお伝え下さい。お振込の場合は手数料ご負担をお願い致します。手数料不要の口座引落もご用意しております。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (朝日新聞)		
年月日	令和7年8月26日～	年月日	金額 4,000円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	令和7年8月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、会派の施策検討や議会質問等の参考にする

《領収書貼付枠》 10 07-08-26 | シンフンタ"1 | 4,000

領収証 (口座振替)

支店 区域 順路 No. 振
01 011 076 ■■■■■ ふじのくに県民クラブ 様

銘	柄	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
*朝日新聞		1	4,000		4,000 円
10%対象	0	(内消費税	0)		2025 年 08 月分
8%対象	4,000	(内消費税	296)		領収致しました。(引落日)
					2025 年 08 月 26 日

静岡中央新聞販 (株) 登録番号: T3080001023923
静岡市葵区竜南3丁目17-2
フリーダイヤル 0120-57-7700 TEL 054-295-7700

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	4,000 円	100 %	4,000 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会 派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、中日新聞、静岡新聞)		
年 月 日	令和 7 年 8 月 26 日～	年 月 日	金 額 19,500 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	令和 7 年 8 月分購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、会派の施策検討や議会質問等の参考にする
<<領収書貼付枠>> ~別紙のとおり~	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	19,500 円	/	19,500 円
		100 %	



〒420-0853

<金融機関口座振替済>

領収証

静岡市葵区

(21-06) 【お客様照会番号】

追手町

9-6

25年 8月分

県庁本館4F

ご購入ありがとうございます。
ございます。

ふじのくに県民クラブ 様

講読紙	数	金額
*毎日新聞 朝刊	1	4,200
*日本経済新聞	1	4,800
*静岡新聞	1	3,300
合計	*****	

*軽減税率対象

取次店 八千代町支

登録番号T7080001000654

25年 8月 26日

文字訂正印,領収印無きは無効

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました



本店/静岡市葵区七間町8番地の20

☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)

☎ 0120-40-2083



〒420-0853

<金融機関口座振替済>

領収証

静岡市葵区

(21-06) 【お客様照会番号】

追手町

9-6

25年 8月分

県庁本館4F

ご購入ありがとうございます。
ございます。

ふじのくに県民クラブ 様

講読紙	数	金額
*産経新聞	1	3,900
*中日新聞 朝刊	1	3,300
合計 [税込]	¥19,500	

*軽減税率対象

取次店 八千代町支

登録番号T7080001000654

25年 8月 26日

文字訂正印,領収印無きは無効

(8%税抜対象額 18,056 消費税 1,444)

ご愛読ありがとうございます

上記新聞代金正に領収致しました



本店/静岡市葵区七間町8番地の20

☎420-0035 TEL (054)255-2231(代)

☎ 0120-40-2083

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・会派)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諫情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	社会保険料 (健康保険・厚生年金・子育て拠出金) 事業主負担分 8月分		
年月日	令和7年 9月24日～	年 月 日	金額 39,533円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	8月分社会保険料
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》職員負担分は38,597円	

納入告知書 納付書*領収証書

国庫金 厚生保険

年度 7 | 年金特別会計 0343 | 厚生労働省所管 6118 | 取扱庁番号 00064145 | 取扱庁名 厚生労働省年金局(静岡)

納付目的: 健康保険料, 厚生年金保険料, 子ども・子育て拠出金

納付年月: 令和7年 8月分

納付期限: 令和7年 9月30日 (右記のとおり納付してください。)

健康勘定 健康保険料 29614円	厚生年金勘定 厚生年金保険料 47580円	業務勘定 子ども・子育て拠出金 936円
-------------------------	-----------------------------	----------------------------

合計額: 78130円

事業所整理記号: 22シメニ | 事業所番号: 09639 | うち証券受領: 円

収納機関番号: 00500 | 納付番号: [] | 確認番号: []

納付場所: 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構

静岡 年金事務所 420-0853 静岡市 葵区 追手町 9-6

延滞金の期限内に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条) 弁済の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てる。

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

静岡県議会ふじのくに県民クラブ 様

上記の合計額を領収しました。(領収日付等)

7.9.24 1 静岡厚生支店 (印)

年金事務所の窓口以外で、日本年金機構の職員がこの領収証書により領収することはありません。この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	39,533円	100%	39,533円